

富良野演劇工場運営委員会の設置目的について

1. 運営委員会設置の根拠

富良野演劇工場設置条例 - 抜粋 -

- 第 18 条 演劇工場の適正かつ円滑な運営を図るため、富良野演劇工場運営委員会を置く。
2 運営委員会は、演劇工場の管理運営に関し必要な事項を審議する。

2. 運営委員会の審議事項

- 1) 演劇工場の適正かつ円滑な管理運営に対する意見交換を行う。
- 2) 演劇工場管理運営に対する第三者評価を行う。
評価については、公共サービスの水準の確保や安全性、継続性を担保する観点から、指定管理者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しながら行う。
- 3) その他
上記以外に演劇工場管理運営、指定管理者等について必要事項を審議する。

富良野演劇工場設置条例施行規則 - 抜粋 -

(運営委員会の組織)

第 9 条 条例第 18 条の規定による富良野演劇工場運営委員（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表
- (2) 文化関係団体の代表
- (3) 演劇工場利用者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募

2 運営委員会は、委員 7 名以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 10 条 運営委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 11 条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(会議)

第 12 条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。